

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第9号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則

香川県警察署協議会規則（平成13年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
警 察 署	警察署協議会の名称	委員の定数	警 察 署	警察署協議会の名称	委員の定数
略			略		
香川県丸亀警察署	丸亀警察署協議会	<u>11人</u>	香川県丸亀警察署	丸亀警察署協議会	<u>8人</u>
香川県善通寺警察署	善通寺警察署協議会	<u>3人</u>	香川県善通寺警察署	善通寺警察署協議会	<u>3人</u>
香川県琴平警察署	略		香川県琴平警察署	略	
略			略		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。